

# 秋田県コインオペレーションクリーニング営業施設衛生措置等指導要綱

## 第1 目的

この要綱は、コインオペレーションクリーニング営業について、営業施設の構造設備等及び衛生管理並びにその適正な利用方法等の周知に関し、営業者が遵守すべき事項を定めることにより、コインオペレーションクリーニング営業に起因する衛生上の障害の発生を防止し、もって公衆衛生の維持及び向上に資することを目的とする。

## 第2 定義

- 1 この要綱において「コインオペレーションクリーニング営業」とは、洗濯機、乾燥機等の洗濯に必要な設備（共同洗濯設備として、病院、寄宿舎等の施設内に設置されているものを除く。）を設け、これを公衆に利用させる営業をいう。  
ただし、有機溶剤を用いる洗濯機を設置するものは、除くものとする。
- 2 この要綱において「営業者」とは、コインオペレーションクリーニング営業を営む者をいう。
- 3 この要綱において「営業施設」とは、営業者がコインオペレーションクリーニング営業を営むために設ける施設をいう。

## 第3 開設の届出等

- 1 営業施設を開設しようとする者（以下「開設者」という。）は、別記第1号様式による開設届を営業施設の所在地を管轄する保健所長（以下「保健所長」という。）に提出するものとする。
- 2 保健所長は、前項の規定による届出を受理したときは、開設者に対し届出済証（別記第2号様式）を交付するものとする。
- 3 前項の規定により届出済証の交付を受けた営業者は、営業施設内の見やすい場所に届出済証を掲示するものとする。
- 4 届出済証の交付を受けた営業者は、第1項による届出事項に変更が生じたとき又は当該営業施設を廃止したときは、速やかに別記第3号様式による変更届又は別記第4号様式による廃止届を保健所長に提出するものとする。
- 5 保健所長は、前項の変更届出により届出済証の記載事項に変更が生じたときは、営業者に対し届出済証の書き換え交付を行うものとする。
- 6 営業者は、届出済証を破り、汚し、又は失ったため営業所内での掲示ができなくなったときは、別記第5号様式による再交付願いを保健所長に提出するものとする。

#### 第4 構造設備基準

営業施設の構造設備は、別表1に掲げる構造設備基準に適合するものでなければならない。

#### 第5 管理基準

営業者は、別表2に掲げる管理基準により、営業施設を衛生的に管理させるため、衛生管理責任者等を定めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。

#### 第6 利用基準

営業者は、営業施設の利用方法等について、別表3に掲げる利用基準に関する事項を施設内の見やすい場所に掲示して、利用者に周知させるよう努めなければならない。

#### 第7 監視指導

- 1 保健所長は、必要があると認めるときは、関係職員をして営業施設におけるこの要綱に定める事項の遵守状況を監視させるものとする。
- 2 保健所長は、営業施設がこの要綱に定める事項に適合していないと認めるときは、当該営業施設の営業者に対し、当該営業施設の改善その他必要な指導を行うものとする。

#### 第8 台帳

保健所長は、別記第6号様式による営業施設台帳を備え、これを整理しておかななければならない。

#### 附 則

- 1 この要綱は昭和59年2月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に開設している営業施設を有する営業者は、この要綱の施行の日から昭和59年3月31日までの間に、第3第1項に規定する開設届を保健所長に提出するものとする。
- 3 既存の営業施設であって、直ちに本指導要綱の内容に従うことが困難なものは、本指導要綱施行後6カ月をめどにその改善を図るものとする。

#### 附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。